一二九八　瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件　八　四
一二九九　瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件　八　四
一三〇〇　中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件　八　五
一三〇八―一　保安林の指定をする件　八　五
一三〇九―一　〃　一一　二
一三一六　保安林の指定を解除する件　一一　三
一三一七　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一一　四
一三一八　肥料の仮登録の有効期間を更新した件　一二　四
一三一九　地すべり防止区域を追加指定する件　一三　七
一三二〇　地すべり防止区域を指定する件　一三　六
一三二一―一　保安林の指定施業要件を変更する件　一二　四
一三二二―一　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　七
一三三三　農産物規格規程の一部を改正する件　一四　三
一三三四　商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の業務規程の変更の認可を行った件　一四　三
一三三五　商品先物取引法第百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の定款の変更の認可を行った件　一四　三
一三三六―一　保安林の指定をする件　一四　三
一三四五　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　五
一三四六　薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　一五　一〇
一三四七　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一五　一〇
一三四八　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件　一五　一〇
一三五一　漁船損害等補償法第百三十八条の四の農林水産大臣が定める割合を定める件の一部を改正する件　一九　四
一三五二―一　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　四
一三五九　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかった登録認定機関を公示する件　二〇　三
一三六〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二〇　三
一三六八―一　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二一　四
一三六九　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　二一　四
一三七〇　出願公表後に品種登録出願が却下された件　二一　四
一三七一　農薬を登録した件　二一　四七
一三七二―一　農薬を再登録した件　二一　四八
一三七四　農薬の登録が失効した件　二一　五〇
一三七五　保安林の指定をする件　二二　五
一三七六　保安林の指定施業要件を変更する件　二二　五
一三七七―一　保安林の指定をする件　二五　二
一三七九　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　二六　四
一三八〇　保安林の指定をする件　二六　四
一三八三　保安林の指定を解除する件　二六　五
一三八四　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二六　三
一三九一　出願公表後に名称変更がなされた件　二六　六
一三九二―一　保安林の指定を解除する件　二七　八
一四〇八　肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件　二八　六
一四〇九　保安林の指定をする件　二八　六
一四一一　保安林の指定を解除する件　二八　七
一四一二　保安林の指定施業要件を変更する件　二八　七
一四一三―一　保安林の指定をする件　二九　五
一四一四　農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二九　六
一四一五―一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　二九　六
○農林水産省、経済産業省
一四一八　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度予算に係る特定補助金等を指定する件　五　四
○経済産業省
一四一九　高圧ガス保安法第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　一　五
一四二〇　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　一　五
一五〇　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項に規定する指定発給機関を指定した件　一　六